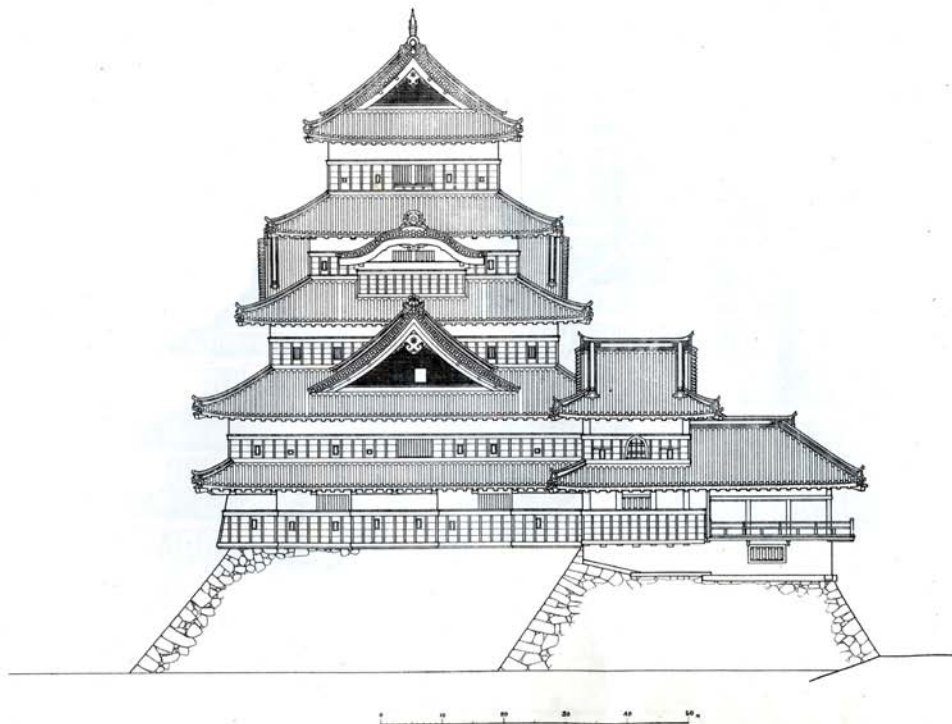


第3章 環境保全計画



四〇 松本城天守南立面圖

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 現状

ア 自然環境等

松本城は構造盆地と考えられる松本平の東南部、すなわち南方木曾山地より流入する奈良井川に東方筑摩山地から流入する女鳥羽川、薄川が合流する扇状地の扇端に築造されたものである。また、松本城が位置する地形は、東北が高く西南が低いきわめて緩やかな勾配でほとんど平坦である。この付近の地質は礫層・砂層・粘土層等の互層より成り河川堆積層であることは明らかであり、砂礫はいわゆる内村層に属するものと考えられる。

本丸は、東西がやや長い長方形の西南隅を切っただけの五辺形を形作っていて、その周辺に水堀を廻らしている。この内堀の外には、東、南、西の三方を二の丸が囲んでいる。内堀の東北隅より東方に延びた堀は、この二の丸を囲んでいる。内堀を隔てて本丸及び二の丸の周囲には三の丸があり、三の丸の外周には、総堀を廻らしている。

国宝松本城天守は、本丸の西南に位置し、天守・乾小天守・渡櫓・辰巳附櫓・月見櫓とで構成されている。また、松本城天守は、石垣の上に建てられ南面・西面とは水堀に臨んでいる¹。

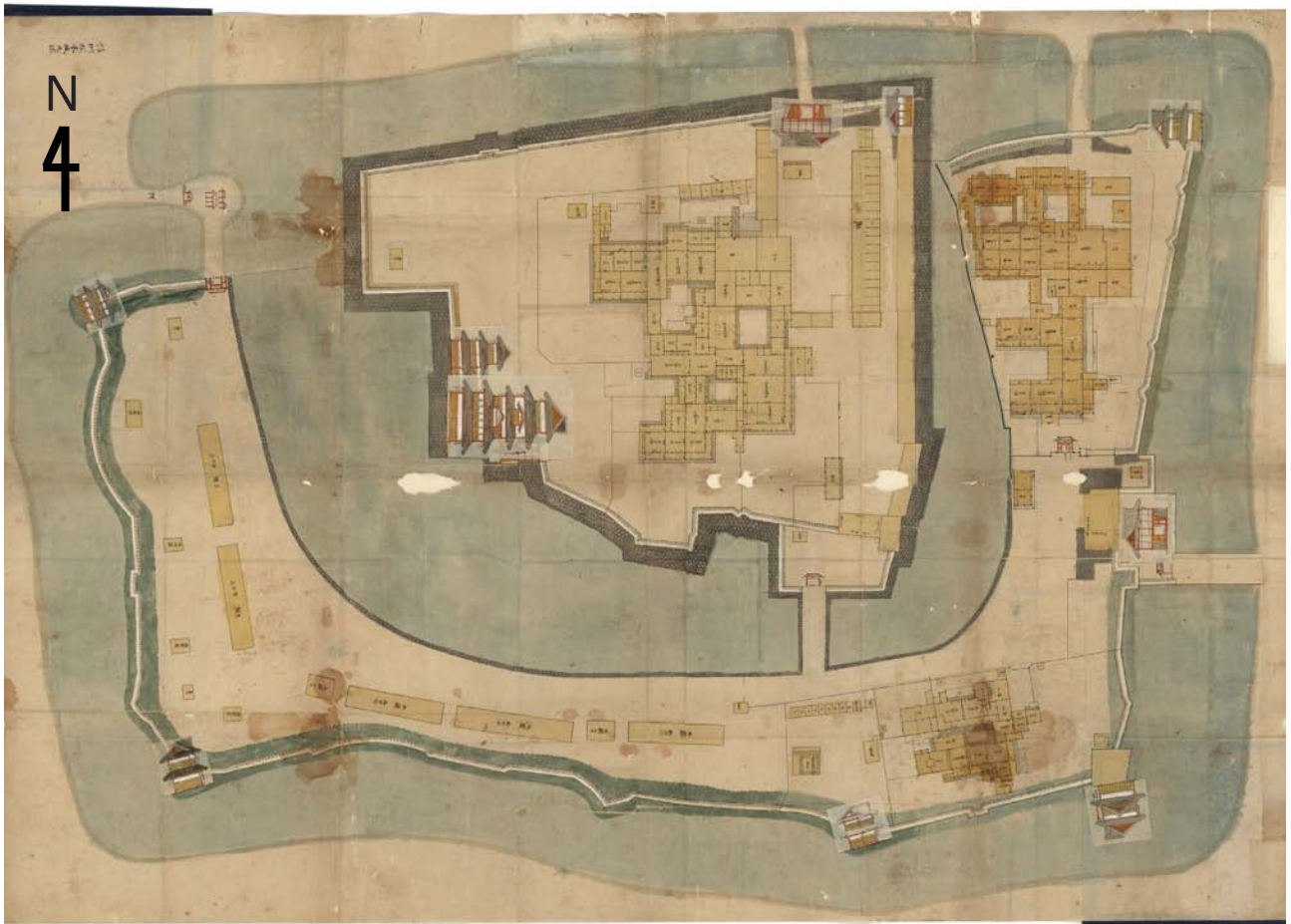


図 3-1 信州松本城之図 正徳2年頃 水野氏統治時代の本丸と二の丸（松本城管理事務所蔵）

¹ 参考『国宝松本城』（昭和41年）松本教育委員会発行

(ア) 地盤環境

・松本盆地の地形と地質の概要¹

松本盆地は、日本の内陸盆地の中でも最大級の規模を有し、塩尻から大町までの南北50km 東西の最大幅約14km 面積は480Km²に達する。

松本盆地の西側には、急峻な谷地形と比較的平坦な稜線を持ち火山が分布する3000m級の北アルプスがそびえる。盆地東側は、海拔2000mから1000mのなだらかな山地が分布し、フォッサ・マグナの海に堆積した新第三系中心統やそれを貫く閃緑岩、鮮新世～更新世前期の火山岩類が広く分布する。西側の北アルプスをつくる古期岩類とフォッサ・マグナの新第三系との境が、糸魚川-静岡構造線と呼ばれる大断層であり、松本盆地の中をほぼ南北に通っている。

松本盆地を埋める堆積物は、一般に砂礫などの粗粒なものが多く、厚さは400m～500mに達する。これらは、古いものから梨ノ木礫層（中期更新世初期）、片山礫層・城山礫層（中期更新世中期）、中山泥炭層（後期更新世初期）、赤木山礫層（後期更新世初期）、波田礫層・千石礫層（後期更新世中期）、森口礫層（後期更新世後期）、沖積層（完新世）に区分される。

・調査履歴

国宝松本城付近地盤関係調査としては、まず、昭和25年11月から昭和26年2月まで国宝松本城天守付近の基盤調査を4カ所実施した²。その後、昭和47年8月に松本城石垣補修箇所地質調査を本丸庭園内にて、3カ所実施している。（図 3-2 位置図及び 3-3 ～ 3-5 の柱状図を参照）また、昭和63年には国宝松本城天守構造耐力調査に伴い、立地条件の確認を行っている。

なお、平成12年10月に『松本平地盤図2000』が刊行されるに際し、松本市役所東付近で地質調査がなされ、平成21年2月に、文化庁及び長野県が実施した耐震所有者診断の中で、以下のような地盤の記載がなされている。

「松本平地盤図によれば、当場所の地盤は沖積層で地震時間問題になる細粒堆積物の厚さが10m～15m 滞留していることが判明している事、・・・以下省略」

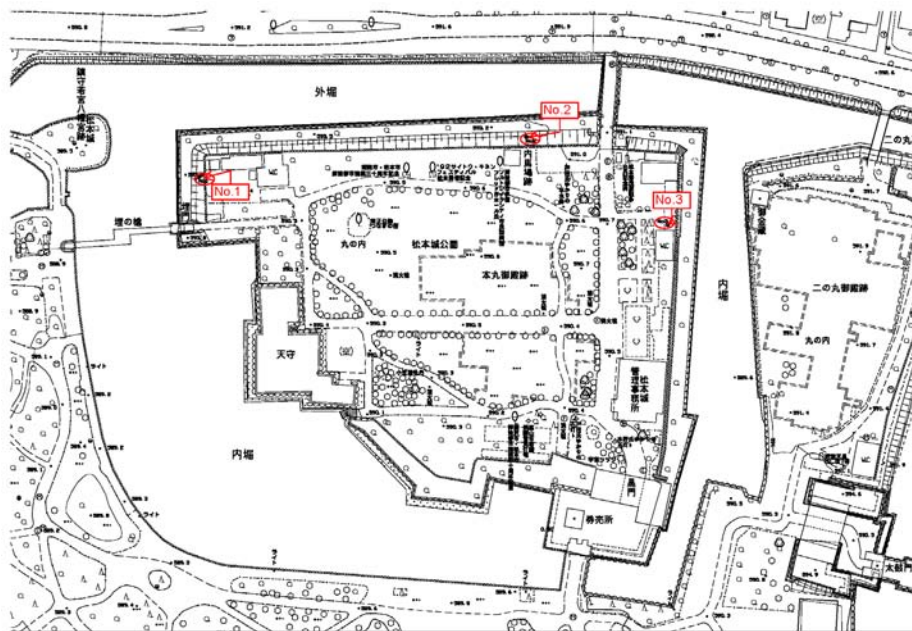


図 3-2 ポーリング調査位置図

1 参考『松本平地盤図2000』（平成12年9月発行）（社）長野県建築士事務所協会松筑支部ほか

2 『国宝松本城』（昭和41年刊行）に記載

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内
 地点番号 No.1
 孔口標高 +593.940 m
 総掘進長 _____ m
 孔内水位 -1.20 m

試錐機 TS-6



図 3-3 ボーリング柱状図 No.1

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内
 地点番号 No.2
 孔口標高 +594.040 m
 総掘進長 _____ m
 孔内水位 -2.20 m

試錐機 TS-6

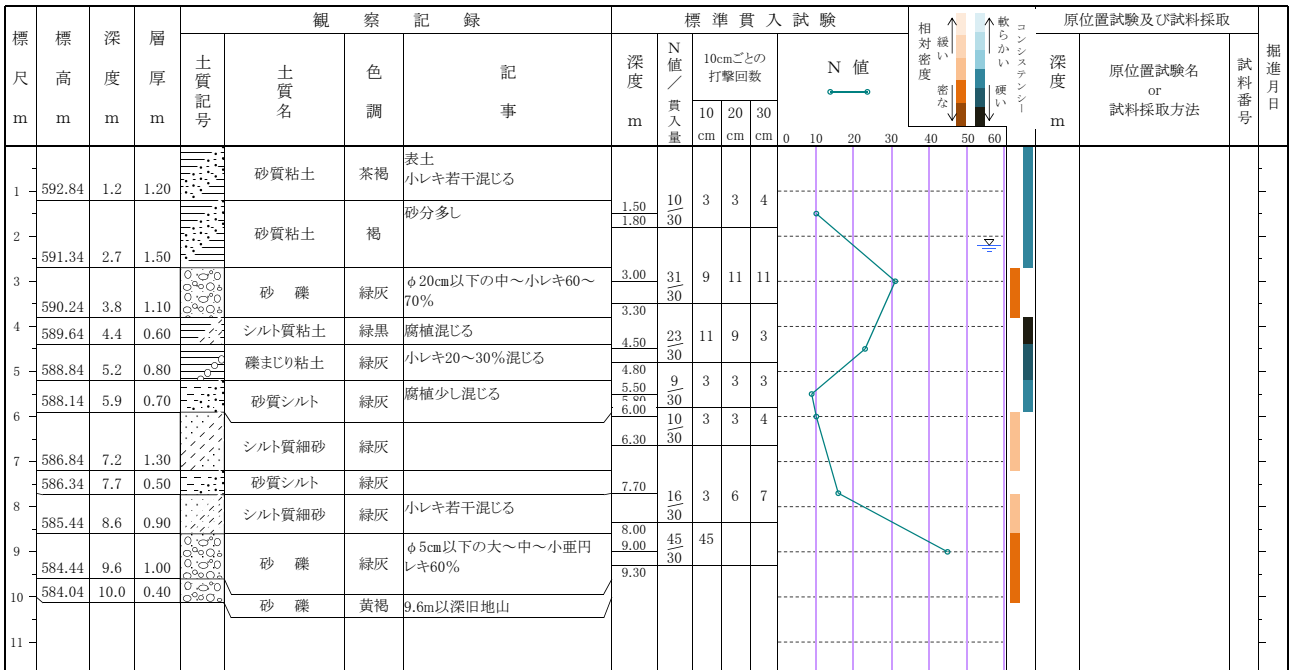


図 3-4 ボーリング柱状図 No.2

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内

地点番号 No.3

孔口標高 +594.740 m

総掘進長 m

孔内水位 -2.80 m

試錐機 TS-6

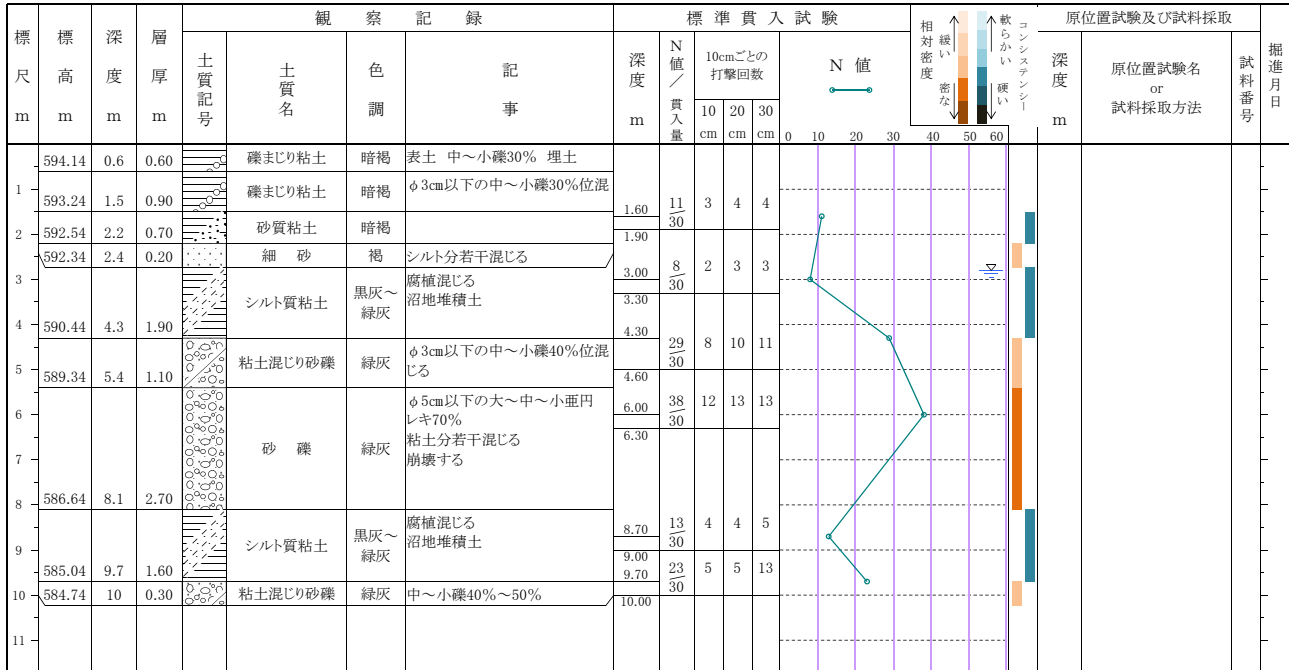


図 3-5 ボーリング柱状図 No.3

・ボーリング調査の結果

昭和47年の調査は、本丸北側の石垣の修理の際に、石垣基礎の補強が必要となるかを検討するために実施したものである。調査結果によれば、3地点とも「褐色又は暗褐色をしたレキ混りの砂質粘土の表層と、その下層は湖沼堆積と思われる緑色をおびた腐植の混るシルト質粘土や細砂の層が交互に堆積し、その間に直径5cm以下の大～中～小の垂円レキが70%位と、僅の粘性土が混った砂レキ層が挟まっている。深度10m付近より以深は黄褐色をした粘土混り砂レキ層又はレキ混りの砂質粘土層があるが、この層は城山の表層を形成しているレキ混り粘土層と等しく湖沼の基盤と考えられる。」とされている。松本城周辺のボーリング地点でも、シルト等の細砂堆積物の厚さが5mを越えており、松本城は軟弱地盤の上に立地していることが分かる。

イ 景観

松本城の景観は、国宝松本城天守に対する眺望と国宝松本城天守からの眺望と2つの要素から構成されている。国宝松本城天守に対する代表的な眺望として北アルプスを借景としたものがあり、市民・観光客に親しまれている(写真 3-1～3-3)。また、国宝松本城天守からの眺望(写真 3-4～3-7)には、天守内部から見る城内の縄張りや風景などがある。国宝松本城天守の眺望は2つの要素に配慮しなければならない。上記の内容は、昭和46年に実施した「松本城周辺整備調査報告(調査:大谷幸夫 東京大学都市工学科教授)」にも報告されている。

「松本城周辺整備調査報告」の意味

昭和47年に松本城の西側に高層マンションが計画されたことを契機に、松本城の景観保護問題について関

心が高まり、市は「松本城景観保護審議会」を設置した。

「松本城周辺整備調査報告」は、その審議会を設置するに当たり、東京大学の長谷川研究室に景観規制に関する調査・分析を依頼し、作成されたものである。当報告書では、松本城内からの山岳眺望を重視し、北アルプスへは仰角2度以上、美ヶ原へは仰角3度以上の建築物は眺望を阻害するなど、松本城周辺における景観形成のあり方について報告している。(図3-6) それらを踏まえて、昭和48年度に審議会は「松本城とその周辺の景観保護対策」を策定し、翌49年度に市が「松本城景観保護高さ規制」を導入した。この規制は、松本城内から北アルプス、美ヶ原への眺望を確保するための仰角の大きさに基づいて、建築物の高さを地区ごとに10m、15m、20mに制限するものであり、今日の景観規制の基礎となっている。

現在では、松本城本丸及び二の丸(外堀)内からの北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また松本城周辺の住環境保全を図るため、都市計画法に基づき高度地区を平成13年から指定して、松本城周辺の景観を保護している。



図3-6 用途地域 - 高度規制相關図「松本城周辺整備調査報告」

(参考) 松本城周辺整備調査報告書の「1眺望のスタディ」では、「①松本城内から眺望の考察と②松本城公園(旧中央公園)からの眺望」の考察を行っている。①では、(1)西に北アルプス、東に美ヶ原の山岳への眺望の保全。つまり黒門をくぐって天守と対面したときの天守の背景としての北アルプス(写真3-1)、及び天守より降り立った東方向の美ヶ原の山並みとの対面(写真3-2)。(2)城内より視野の中に感興をそぐわれないような建造物が入らないこと。(3)城内そのものの造園形態等の問題。また、②では、ほぼ松本城内からの考察に準ずるが、西方のアルプスについては、城内よりも眺望がひらけるので、重視すべきであろう。」と記載されている。(写真3-3)

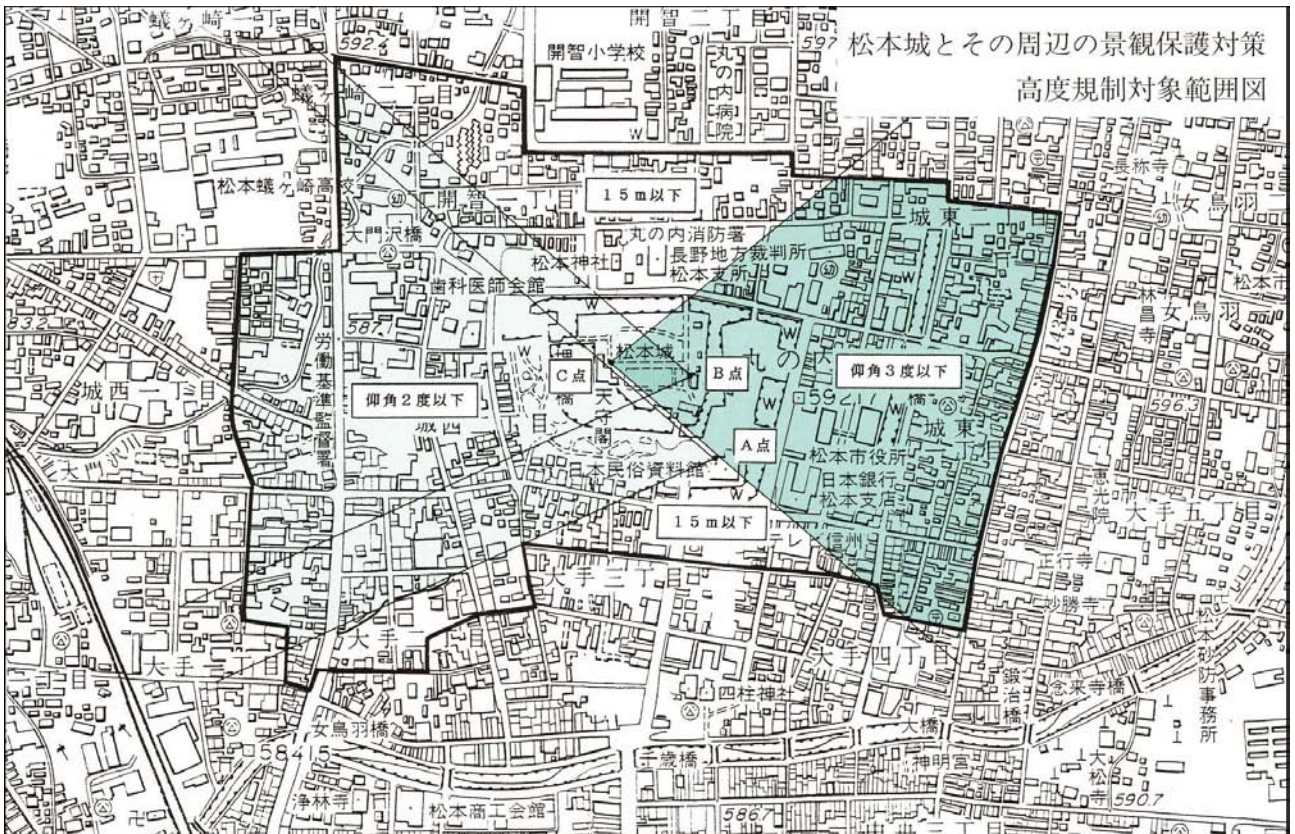


図3-7 松本城周辺高度地区図「25000分の1 エリア図」

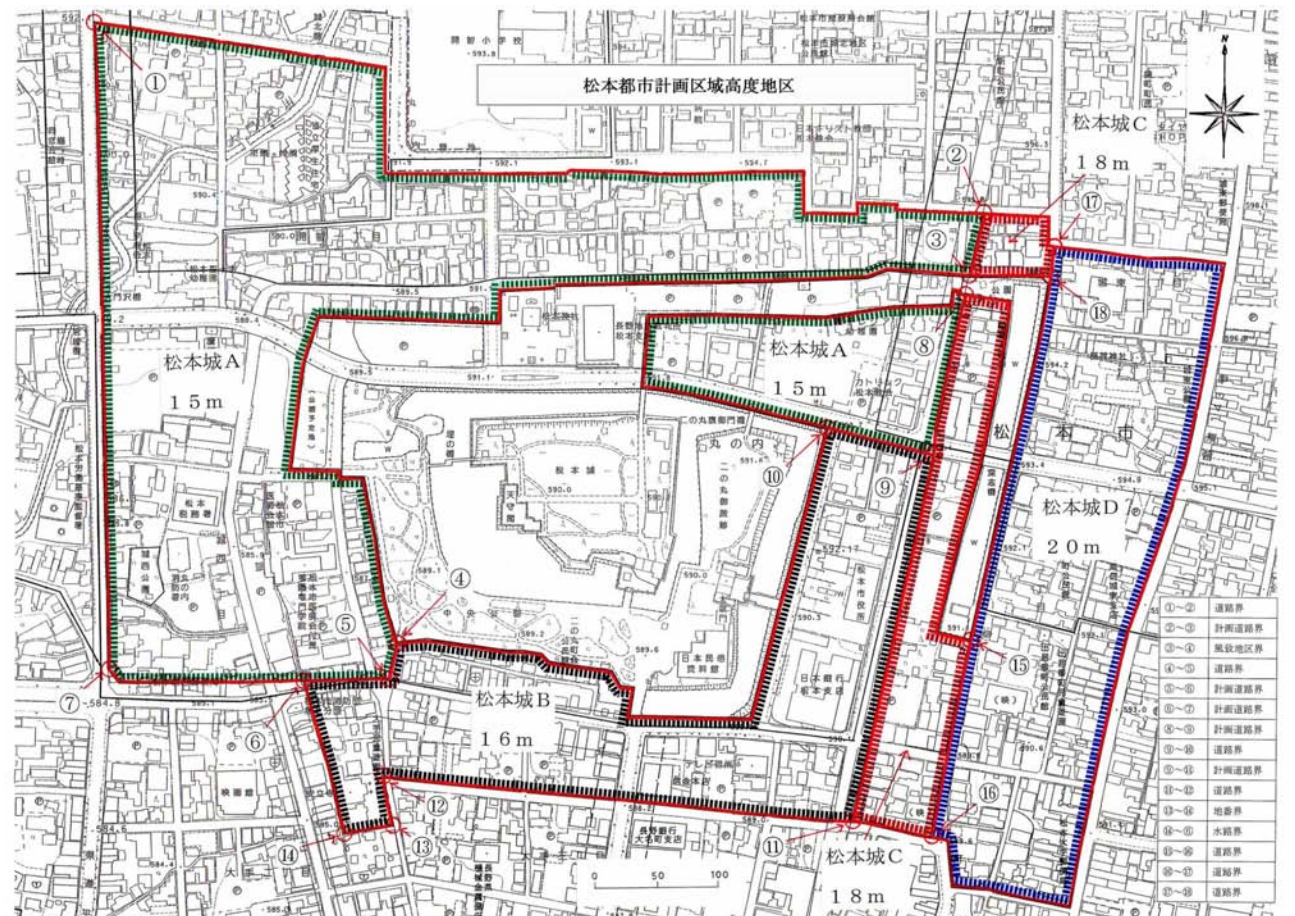


図3-8 松本城周辺高度地区図「4000分の1 エリア図」

写真 3-1 天守と対面したときの天守の
背景としての北アルプス



写真 3-2 東方向の美ヶ原の山並み



写真 3-3 松本城天守とアルプスの借景





写真 3-4 松本城天守内部からの眺望（東側）



写真 3-5 松本城天守内部からの眺望（西側）



写真 3-6 松本城天守内部からの眺望（南側）



写真 3-7 松本城天守内部からの眺望（北側）

ウ その他

また、松本城本丸は、以下の区域にも定められている。

- ・都市計画法に定める「風致地区」（松本城址 第1種）
- ・都市計画法に定める「都市計画公園」（松本城公園）
- ・都市計画法に定める「準防火地域」
- ・都市計画法に定める「駐車場整備地区」
- ・松本市景観計画に定める「景観重点地区（お城地区）」
- ・松本市歴史的風致維持向上計画に定める「重点区域」

(2) 課題

松本城は、天守が国宝に指定されているとともに、史跡に指定されている。天守を良好な状態に維持するために周辺の環境の保全については、史跡保存管理計画で定める必要がある。

史跡指定以降これまでの環境保全は特に大きな問題なく行われてきており、今後もその方向性を継続する。明治時代などは、様々な用途で使用されてきたことが古写真などから理解できる（写真3-8～3-10）。

本計画は、天守周辺における計画区域設定とその保全方針を定める。

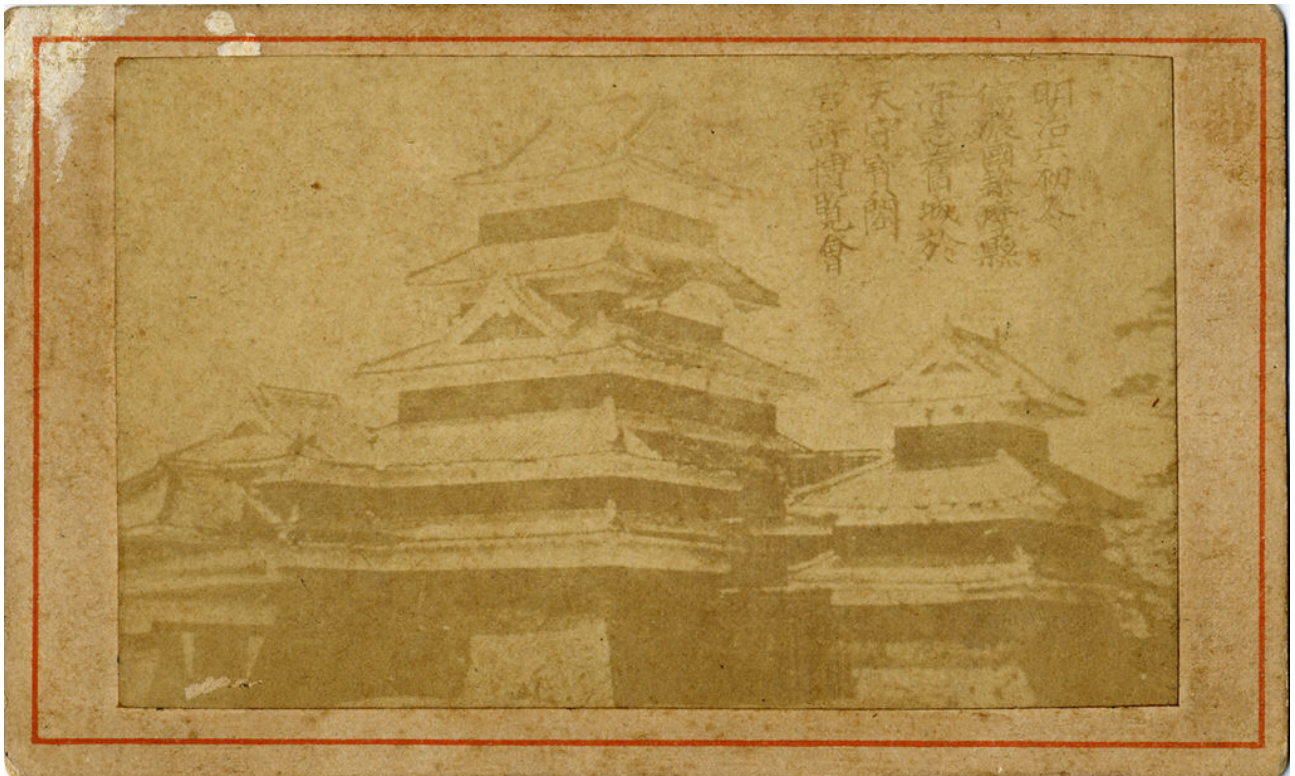


写真 3-8 松本城古写真（明治6年頃）松本市立博物館所蔵



写真 3-9 松本城古写真（明治 13 年から 34 年：松本農事協会にて借用。果樹園として使用）窪田空穂記念館所蔵



写真 3-10 松本城古写真（明治 37 年頃）本丸内（松本中学校運動場）での球技風景

2 環境保全の基本方針

国宝松本城天守の周囲の景観や環境を天守と一体的に保全するための方針として、以下をあげる。

- ① 国宝松本城天守（建造物）に対し負の影響が発生しない周辺環境を整える
- ② 土地・植栽等の取扱いについては、史跡保存管理計画に拠り、史跡としての価値においても向上を図る
- ③ 歴史的景観の眺望の確保を図る

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

本計画における環境保全計画対象範囲は、国宝松本城天守、天守台石垣及びその周辺（30m）とする。区分の考え方は、以下のとおりである。

指針において、環境保全区域は、「建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地」とあり、松本城の場合は、史跡松本城の区域が考えられる。しかし、この計画では、前述のとおり、天守に直接かかわる事項のみ対象としているため、天守の周辺で、より防災の面や環境保全の面で図る必要がある区域を設定する必要があるため、後述の防火管理区域と同じ区域とした。

ア 保存区域

国宝松本城天守及び天守台石垣の所在する区域とする。

イ 保全区域

天守台石垣から30m までの区域とする。

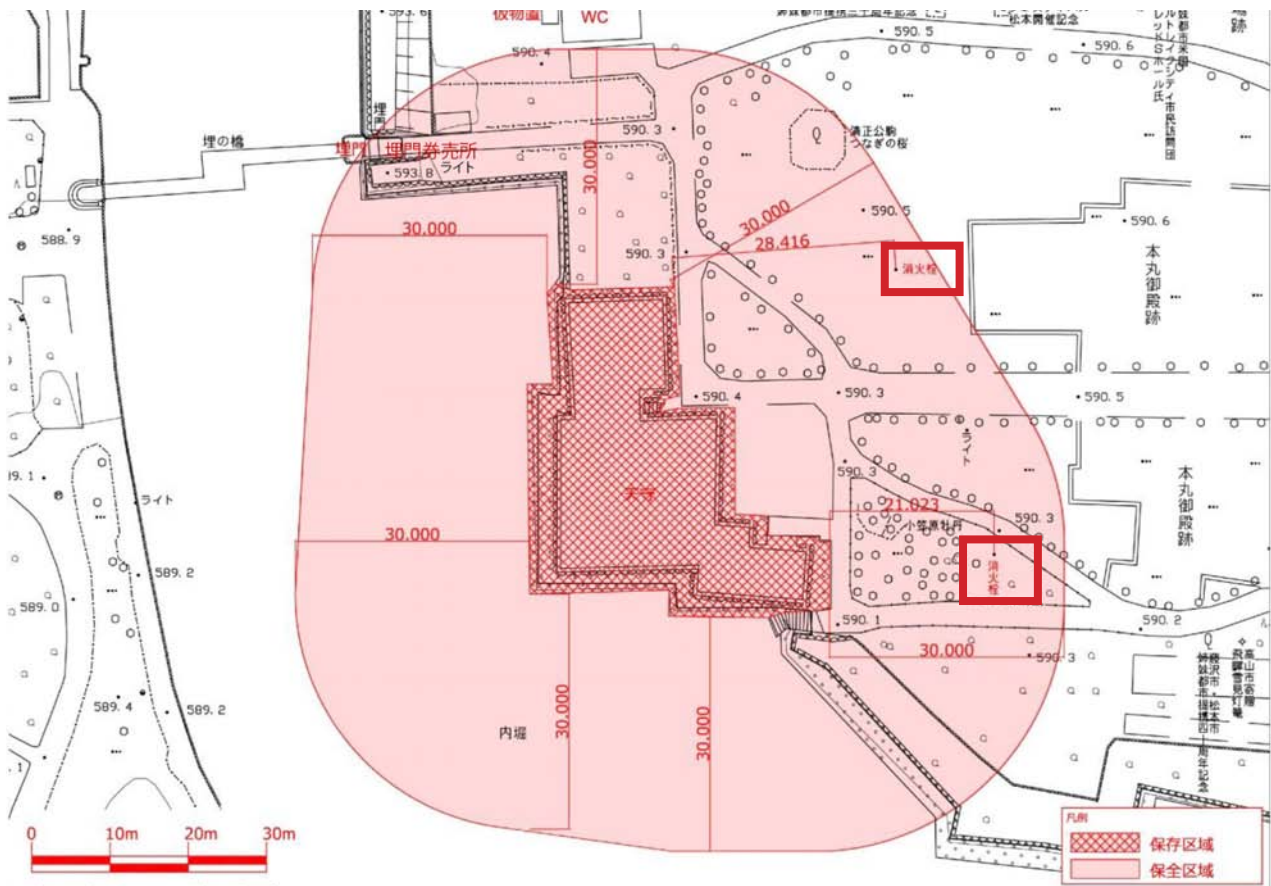


図 3-9 環境保全区域図

(2) 保平方針

本計画における保存区域、保全区域の保平方針は、以下のとおりとする。

ア 保存区域

保存区域内では原則として新たな建築行為等を行わない。

イ 保全区域

保全区域では、管理上・防災上必要な設備については、法律等の規定に従い、再整備を行うことを認めるものとする。

4 建造物の区分と保護の方針**(1) 建造物の区分と保護方針**

計画区域内に所在する国宝以外の全ての建造物について、保存建造物、保全建造物及びその他の建造物に区分する。なお、計画対象範囲外の本丸、二の丸等の松本城内に所在する様々な建物の整備、除却やその意匠・形態、色彩などの取扱いについては、史跡保存管理計画にて定めることとし、天守の管理・防災上の必要性や、天守の環境保全に与える影響を踏まえて検討することとする。

ア 保存建造物

計画区域に所在する建造物で、国宝に準じて保存を図るもの。

当計画の計画範囲内には、保存建造物に該当する建物は存在しない。

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

当計画の計画範囲内では、埋門が保全建造物に該当する。

ウ その他の建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景することとするもの。

当計画の計画範囲内では、埋門券売所の建物が該当する。

(2) 建造物保護の方針**ア 保存建造物**

該当建造物が存在しない。

イ 保全建造物

埋門の価値と区域の状況を勘案して、原則として、埋門の位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。

ウ その他の建造物

埋門券場所については、当面の間存置し、利活用することとし、今後の改修等にあたっては、史跡保存管理計画の方針と整合を取りながら、歴史的な景観や環境を損なわないよう検討する。

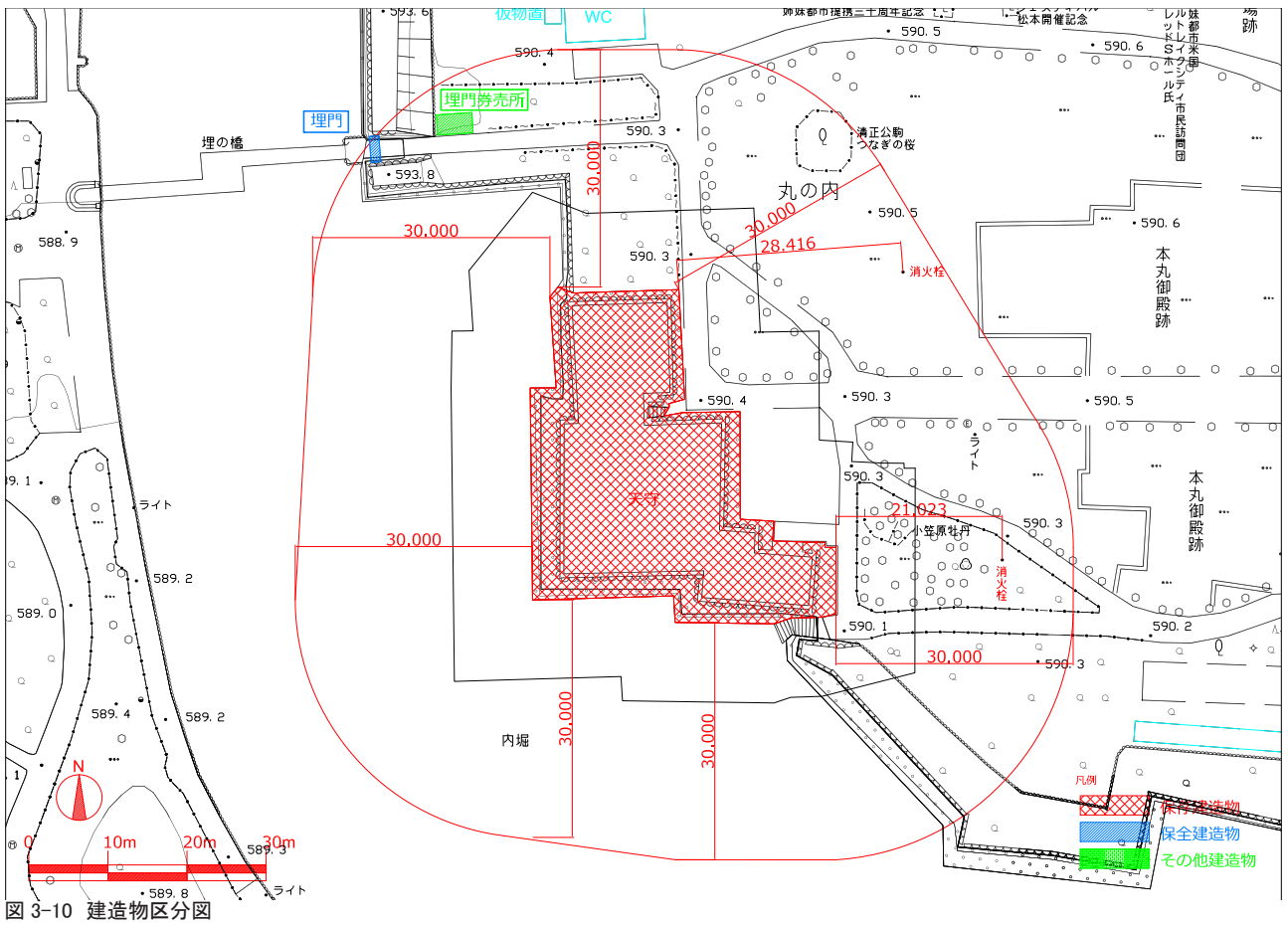


写真 3-10 埋門（平成 24 年現在）



写真 3-11 埋門券売所（平成 26 年現在）

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

環境保全区域内には、天守に近接して樹木があり、天守の保護、観覧者の安全、緊急車両の動線の観点からその適正な管理を行う必要がある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

天守周辺の樹木については、天守及び観覧者の影響が生じないよう、剪定等の日常管理を適正に行う。

また、緊急車両等は、北側から外堀を渡り本丸に入り、本丸内の園路を通り天守付近まで近づく動線をとる（図3-11、写真3-12、3-13、3-15）。このため、緊急車両の通行上の支障とならないよう、園路沿いの樹木の管理を行う。



図3-11 緊急車両動線図



写真 3-12 北側からの園路状況



写真 3-13 園路への緊急車両進入状況

(3) 環境保全整備設備計画

排水施設等の環境保全施設の整備については史跡保存管理計画による。

夜間のライトアップは、松本城周辺の防犯防火に資するものであり、松本城の魅力をより高める効果をも持つが、その整備や設置は、国宝松本城天守の景観への影響を十分に考慮したうえで行われなければならない。



写真 3-14 ライト（LED）設置状況

(4) 周辺樹木の管理

周辺環境に留意しながら、近接樹木に対して剪定等の日常管理を行い、必要に応じて支持材設置などの措置を取る。園路沿いの樹木（写真 3-16）については、緊急車両の出入りや防災設備の使用に支障のないように管理する。



写真 3-15 本丸中央園路 5月の様子



写真 3-16 本丸中央園路

